

7 弥監公表第6号  
令和7年10月31日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、及び第4項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 令和7年度 学校施設及び児童福祉施設監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、以下のとおり、令和7年度の学校施設及び児童福祉施設の監査を実施する。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

弥富北中学校、弥富中学校、十四山東部小学校、弥生保育所、南部保育所、弥生児童館、さくら児童館、弥生第一児童クラブ、ひので第一児童クラブ、ひので第二児童クラブ、弥生子育て支援センター、ひので子育て支援センターの財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和6年度分。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

### 2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

#### （1）重点項目

- ア 前回の監査における指摘事項が改善されているか。
- イ 事務の執行が関係法令に適合しているか。
- ウ 収入は確実かつ厳正に確保されているか。
- エ 歳出予算は、適正かつ効果的に執行されているか。
- オ 契約の締結は、関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- カ 工事等は、着工から完了検査、引渡しまで契約どおり履行されているか。
- キ 公有財産、物品の取得及び維持管理等は適正に行われているか。
- ク 基金の管理、運用は適正かつ効果的に行われているか。
- ケ 財政援助団体等の事務事業や運営、事業効果は適正か。
- コ 公金の管理は、「弥富市公金等の適切な取扱指針」に基づき適正に管理されているか。

### 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

#### (1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

#### (2) 説明の聴取

学校長、保育所長及び学校教育課長、児童課長、関係職員から説明を聴取した。

### 4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査委員事務局による事前調査	監査委員事務局	令和7年6月1日～令和7年9月22日
監査委員による本監査	十四山東部小学校	令和7年6月26日
	弥富北中学校	令和7年8月28日
	弥生保育所	
	弥富中学校	令和7年9月30日
	南部保育所	

### 第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、一部では是正または改善が必要である事項〔指摘事項（措置を要する事項）〕が認められたので、速やかに再発防止に向けた取り組みの検討及び実施を求める。

また、一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[指摘事項（措置を要する事項）]

◎ 弥富北中学校

（1）補助金に係る事務について

市から交付される補助金（部活動等選手派遣費補助金、修学旅行補助金、PTA活動補助金、総合学習補助金、総合学習補助金、生徒指導補助金）に係る一連の事務について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

ア 交付申請書及び、実績報告書の日付が未記入だったので、適切に記入されたい。

イ 支出負担行為決議書及び負担行為命令書を学校が作成しているが、市から交付される補助金であることから、市で作成されたい。

◎ 弥富中学校

（1）補助金に係る事務について

市から交付される補助金（部活動等選手派遣費補助金、修学旅行補助金、PTA活動補助金、総合学習補助金、総合学習補助金、生徒指導補助金）に係る一連の事務について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

ア 交付申請書及び、実績報告書の日付が未記入だったので、適切に記入されたい。

イ 支出負担行為決議書及び負担行為命令書を学校が作成しているが、市から交付される補助金であることから、市で作成されたい。

[留意事項]

◎ 弥富北中学校

（1）支出伝票について

履行確認日の未記入があったので、適切に記入されたい。

◎ 弥富中学校

（1）契約に係る事務について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

ア 備品のチューバ購入について、購入金額から決裁区分は部長であるが、

課長になっていた。

イ 支出負担行為決議書に添付されている補助金等交付決定通知書の案及び、契約書写綴（令和7年度）生徒指導等補助金の支出負担行為決議書に添付されている、補助金等交付決定通知書が鉛筆で修正されていた。ペンを使用し、訂正印を押されたい。

## （2）支出伝票について

履行確認日の未記入があったので、適切に記入されたい。

## （3）補助金に係る事務について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

ア 負担行為決議書及び変更負担行為決議書が、学校教育課や学校に散在して保管されている。事務のあり方を検討し、適切に書類を保管されたい。

イ 交付申請や実績報告、交付請求の事務において、起案文書が作成されていない。今後は起案文書を作成し、決裁を受けて事務をされたい。

ウ 「総合学習補助金」の実績報告書に記載されている「2 補助金等交付決定額の金額が、前年度の金額が記載されていた。

## ◎ 十四山東部小学校

### （1）遊具保守について

遊具保守点検報告書の判定基準がAからDまであり、C判定の基準は「異常があり、修繕または対策が必要」である。（修繕完了まで使用不可、場合により使用可。）D判定の基準は「危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、破棄し更新を検討。（使用不可）」である。遊具23基のうちC判定が15基、D判定が3基であった。D判定の鋼製複合遊具1基は使用禁止としているが、その他のC判定及びD判定については使用可としている。危険がないよう適切に修繕を行い、事故が起こらないよう留意されたい。

### （2）支出伝票について

履行確認日の未記入があったので、適切に記入されたい。

◎ 弥生保育所

(1) 備品について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

ア 備品番号 78 テレビ 62,040 円 令和 6 年 4 月 10 日取得の備品に、備品シールが貼られていなかった。必要事項を記載した備品シールを貼り、適切に管理されたい。

イ 携帯用煮沸消毒器及び加湿器の物品不要決定書において、処分方法が未記入で、備品台帳の削除がされていなかった。

◎ 南部保育所

(1) 備品について

備品番号 77 「平机」、備品番号 84 及び 85 「スリムキャビネット」の備品台帳の記載漏れがあった。適切に管理されたい。

(2) 年次有給休暇処理簿

砂消しを使用して訂正がされていた。訂正の際は取消線及び訂正印を押印されたい。

以上